別表第三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（事故故障等の報告） **第七条の七**　法第六十二条の三の規定により、製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　略］	（事故故障等の報告） **第七条の七**　法第六十二条の三の規定により、製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。次条及び第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第四　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（事故故障等の報告） **第九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、加工事業者（旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第五　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（事故故障等の報告） **第五条**　法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　略］ ２　核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　略］	（事故故障等の報告） **第五条**　法第六十二条の三の規定により、核原料物質使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～五　同上］ ２　核原料物質使用者は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第六　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（事故故障等の報告） **第十九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　略］	（事故故障等の報告） **第十九条の十六**　法第六十二条の三の規定により、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。 ［一～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	